

令和六年十月十一日付け奈良県公報第五百五十四号で公告した公共測量の実施の通知について、測量法（昭和二十四年法律第二百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中部農林振興事務所長から次のとおり測量の期間を変更する旨の通知がありました。

令和八年二月三日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的	公共測量（基準点測量）
二 測量の地域	北葛城郡広陵町大字百済
三 測量の期間	変更前 令和六年六月二十七日から同年十月三十一日まで 変更後 令和六年六月二十七日から令和八年三月十九日まで